

お願い：
 本講座は一部クイズ形式で進みますので、資料は講座開始前にはめくらないでいただくと嬉しいです。

【講師プロフィール】
 山口真也
 沖縄国際大学総合文化学部司書課程担当
 日本図書館協会図書館の自由委員会委員
 著書：『図書館ノートー沖縄から「図書館の自由」を考える』(教育史料出版会、2015)、『情報サービス論-情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性』(ミネルヴァ書房、2018、共著)

領域1区分C 「図書館の自由」

担当：山口真也 (沖縄国際大学)

2019年9月16日(月) 9時30分～12時
 2019年度JLA中堅職員ステップアップ研修・大阪私学会館

「図書館の自由」とは？ 「図書館の自由に関する宣言」に示された理念

① 主文
 図書館の自由に関する宣言
 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

② 副文(主文の解説)
 日本図書館協会が1954年に採択・1979年に改訂した「図書館の自由に関する宣言」(=自由宣言)。

③ 解説書(2004年版が最新版)
 図書館には、日本国憲法21条に定められた「表現の自由」と表裏一体の関係にある「知る自由」という基本的人権を保障する役割があり、具体的に、4つの原則が挙げられている。

- 日本図書館協会が1954年に採択・1979年に改訂した「図書館の自由に関する宣言」(=自由宣言)。
- 図書館には、日本国憲法21条に定められた「表現の自由」と表裏一体の関係にある「知る自由」という基本的人権を保障する役割があり、具体的に、4つの原則が挙げられている。
- すべての図書館に基本的に妥当。

「図書館の自由」って、利用者が読みたいものは全部買わないとダメ、ということなんですよ？
 そもそも、「ポルノ」とかリクエストされたらどうするの？ そんなの無理、絶対無理！

こんなことを周りの職員や館長さんが言ってきたらどう説明しますか？

これまでにリクエストされて困った資料
 マンガ、ポルノ的なもの、CD、DVD…
 なども想定してみてください。

テーマ①
 「図書館の自由」をめぐるよくある疑問・誤解？
 資料収集・提供の自由編

確かに自由宣言の副文には、「収集」の役割部分に「あらゆる資料要求にこたえる」と書かれている？

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていても、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない？

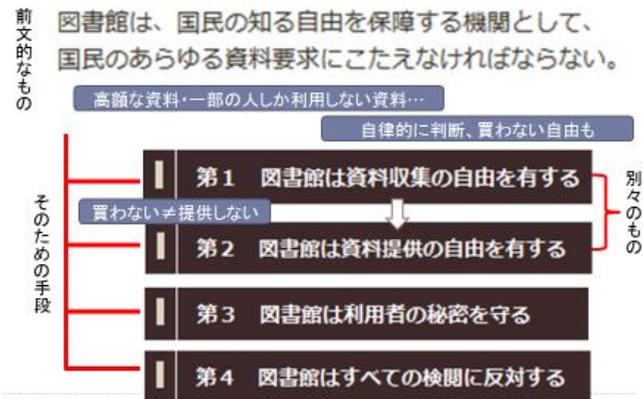
あれ？ でもそのすぐ下に、図書館は「収集方針にもとづき資料の選択・収集を行う」とある。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていても、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

要求にこたえるために全部買うの？
 図書館側が選んでいいの？ 買わなくてもいいの？

本来は自由宣言(副文)はこういう構造？



「提供の自由」にはこんなことが書かれている

第2 図書館は資料提供の自由を有する

- 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
 - 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を拒否する非公開資料
- 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。(後略)

×ある特定の

すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

×利用者の

▶ 7

こんな疑問に発展したらどうする？

「ポルノ」も、他の図書館から(税金を使ってでも)取り寄せて提供しないとイケないの？
そもそも、利用者は図書館で「ポルノ」を読む権利をもっているの？ ポルノを読む権利まで図書館は保障しないとイケないの？

そもそも自由宣言は「何」を自由に知ることを保障すべきだと言っているの？
「知る自由」の保障対象ってなに？

▶ 8

「知る自由」の定義は自由宣言の副文の前文に

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもちとも重要な任務とする。

- 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。



- 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
- すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館の権限をフルに活用し、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想基準」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割を演じた歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を負うべきである。
- すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、性別、年齢、その他おかれている条件等によって異なる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。
- ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであり、すべての図書館に基本的に適用されるものである。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

そもそも「知る自由」は何を知ることを想定しているの？ (ポルノものも入るの?)

「自由宣言」(1979年改訂)の副文の前文より

- 図書館は、**基本的人権**のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもちとも重要な任務とする。
- 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展させる**ためには、国民ひとりひとりが**思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である**…

知る自由

は 基本的人権の1つ

であり、

※政治のことを知らないと政治に参加できない=「情報民主主義」を支える権利

国民主権の原理の維持発展のために不可欠な権利

だから

政治の責任主体として必要な情報を知る権利

○政治的言論 ×ポルノ?

▶ 10

ただし、知る自由=政治的言論を知る権利、と捉えると、ポルノ以外にも蔵書の多くが無関係になる？

- お弁当の作り方の本、職業を紹介した本、資格取得のための本、写真集・画集、ミステリー小説、映画ソフト、CD…
- 政治的な言論とは直接的には無関係？
- これらは「知る自由」と無関係？

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもちとも重要な任務とする。

「自由宣言」の副文の前文にはまだ続きが…

- 知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
- すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館の権限をフルに活用し、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想基準」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割を演じた歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を負うべきである。
- すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、性別、年齢、その他おかれている条件等によって異なる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。
- ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであり、すべての図書館に基本的に適用されるものである。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

「自由宣言」は政治的な言論だけでなく、もっと広い情報へのアクセスを想定している？

「自由宣言」(1979年改訂)の前文より(続き)

- 図書館は、**基本的人権**のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもちとも重要な任務とする。
- 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展させる**ためには、国民ひとりひとりが**思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である**…。(中略)

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

「知る自由はいっさいの基本的人権に密接にかかわる」とはどういうこと？

「知る自由」⇒「知る権利」と置き換える とわかりやすい？

自由委員会で「知る自由」と「知る権利」は
(ほぼ同じものと捉えています。)

小学館『日本大百科全書』より、憲法学者・浜田純一先生の定義

- ▶ 知る権利には**二つの機能**があると考えられる。一つは、**個人権的機能**であって、情報化社会といわれる現代社会では、個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。(中略) 知る権利のもう一つの機能は**参政権的機能**であって、民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができるのでなければならない。博多(はかた) 取材フィルム提出命令事件についての最高裁決定(1969年11月26日)や外務省公電漏洩(ろうえい)事件(沖縄密約暴露事件)についての最高裁決定(1978年5月31日)は、民主主義社会における国民の「知る権利」の重要性を強調し、報道機関や新聞記者の報道の自由、取材の自由を、この権利に「奉仕」するものであると意味づけている

参政権的な機能を持つ権利

個人権的な機能を持つ権利
(幸福を追求し、健康で文化的な
生活を送るための権利)

+



▶ 13

具体的な例で考えてみると・・・

(日本図書館協会図書館の自由委員会委員長・西河内靖泰氏のコメントより)

- ▶ 日本の福祉制度では、すべての手続きが基本的に「**本人申請主義**」で成立している。この本人申請主義自体にも大きな問題があるが、本人申請主義が成り立つためには、少なくとも、すべての人に等しく福祉制度に関する情報が適切に伝わっていることが大前提。
- ▶ 福祉制度を支える基本的人権は、日本国憲法第25条に定められた、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする権利である。
- ▶ とすると、憲法25条の権利内容には、健康・文化的な生活を営むために必要となる情報へのフリーアクセス権(=知る権利)も当然含まれているはず。

知る自由の保障対象＝福祉制度に関する情報も含まれる

「自由宣言」が想定する「知る自由」とは？ 基本的人権を行使するために必要な情報を得ること

お弁当の作り方の本

なるにはBOOKS

漢検ドリル

娯楽的な小説(ミステリー小説、恋愛小説、ユーモア小説・・・)

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

社会権

生存権
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

新しい人権

(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利
余暇を楽しむ権利

法の下での平等
平等権

ポルノを知る自由・権利はあるの？ という問題もこんなふうに考えるべき・・・

ポルノ的な描写が含まれる資料だからダメ、という発想は自由宣言にはない。「**目的を確認し**、基本的人権との関わりで説明できるものは収集・提供すべき。(=説明できなければ収集・提供しなくてよい)

↓ どんな権利と関わりがありそう？

ここでもう一度、憲法が保障する基本的人権の種類 を見てみましょう。

自由権

思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権

選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

社会権

生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

新しい人権

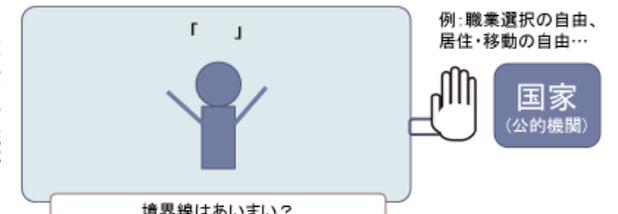
(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

法の下での平等
平等権

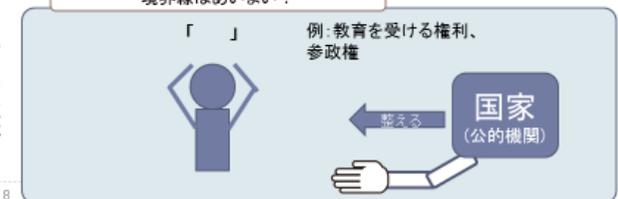
基本的人権には**2つの種類**があります。どんな？

「 」と「 」の違い

不作為義務



作為義務



▶ 18

次の画像の中から、
間違い探しを
してみましょう

テーマ②
 「図書館の自由」をめぐる
 よくある疑問・誤解？
 プライバシー保護

▶ 19

図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3 図書館は利用者の秘密を漏らさない
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

▶ 20

一箇所間違っているところがあります。
どこかわかりますか？

利用者の秘密を「」であり、「」ではないことには大きな意味があるのでは？

第3 図書館は利用者の秘密を

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第 35 条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関して、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事項は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

十分に実践できていない部分？

= +

① 「漏らさない」ための具体的な方法 = 「残さない」(消去する)

守る = 漏らさない + 残さない(消去する)

p.48 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」

p.36 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」(=思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

残っている限り流出のリスクが生じる。不要な情報は残さない方がよい。でも実際には残っていることもあるのでは？

⇒先生の教育権も尊重されるべきでは？
 ⇒貸出記録は読書指導の資料として活用できないのでは？

含まれない

- 自分で買った本
- 買ってもらった本
- 友達・公共図書館で借りた本
- 館内で借読んだ本

読まずに返した本

読書指導の資料としては不十分

含まれる

- 印象に残った本

読書ノート指導を行い自己開示情報を用いる方が……

読書指導の資料としてより正確

教育実践の手抜きを図書館に押しつけないで

手間もかかるが……

貸出記録の保存と教育利用問題については自由宣言の解説書にも次のように明記

教師が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心をもつのは当然であり、そうした情報がなければ個別的教育指導は困難となろう。しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を讀んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある。従って、読書の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決しなければならぬ。(中略)一般的には「どうぞ直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。

先生の教育権

対立しない
両立できる

利用者の
プライバシー保護
(記録消去)

公共図書館でも同じように考えよう

② 「守る」ための具体的な方法＝
「残さない」＋「**目的外に使用しない**」



貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？ 知る自由は保障できる？ 解説書には…

「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、**目的外に使用しない**」(p.35)

もしもこんな図書館があったら…

目的外利用って？

この司書は外部に貸出記録を漏洩はしていない。でも「読書の自由」「知る自由」は侵害しているのでは？

自由宣言の解説書の解釈：
読書記録・貸出記録の**目的外利用**とは？

- ▶ 貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。×利用者の精神分析・プロフィール
- ▶ よって、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的に想像**したり、職員同士で**噂話**をしたりするようなことは目的外利用に当たる。

あの若い奥さん、遺産を狙っているのね…

体形のことを気にしてるんだ…

食べて痩せようなんて図々しい…

いかにもそんな感じ…

B 貸出記録を材料にその利用者がどんな人物か噂話をする

目に見える行為。ルールによって禁止できる。

簡単

A 貸出記録をもとにその利用者の内面を想像する

目に見えない行為も含まれる。ルールで禁止できないため、**モラル**の部分で規制すべき。

難しい

当然、貸出記録に触れる仕事は全て専門職が担うべきなのに…**専門職以外**が担っていないでしょうか？

目的外利用を禁止するには？ 利用者に目的外利用をしないことをアピールするには？——提案①

- ▶ 貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い倫理性・専門性が問われる仕事。
- ▶ 「素人ができる(まかせてよい)仕事ではない」という認識を持つことが大切では？

- ▶ 貸出・返却カウンターには司書(有資格者)が立つべき。
 - × ボランティア
 - × インターンシップ中の小中高校生・大学生
 - △ 資格を持たない職員(アルバイト等)

※学校図書館の場合は、児童生徒委員(図書委員)による目的外利用が起こりやすいため、カウンターに入れない、というところもある。

目的外利用を禁止するには？ 利用者に目的外利用をしないことをアピールするには？——提案②

- ▶ 目的外利用ができない環境をつくる。

- ▶ 貸出記録のデータベースには日常的にアクセスできないようにする。
- ▶ カウンターで書名を見ていると思われないように、バーコードを貼る位置(向き)を統一せず、タイトルが書かれていない面＝裏表紙にする。



「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」が発表(2019年)

- ▶ 日本図書館協会は2019年、貸出記録を含む、利用情報の保護を目的とした新しいガイドラインとして、「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」を発表。
- ▶ デジタルネットワーク環境においては、ただ単に「漏らさない」「残さない」「目的外に使用しない」だけでは対応しきれない新しい問題も出てきているため、本ガイドラインを策定。

⇒本日、7月末に開催された本ガイドラインの説明会資料の残部を配布していますので、各図書館でご覧下さい。

▶ 31

「図書館の自由」は大事だと思うけど…、法律じゃないでしょ？
守らなくてもいいんでしょ？

こんなふう考えている人は結構いるのでは？

テーマ③
「図書館の自由」をめぐるとよくある疑問・誤解？
全般編

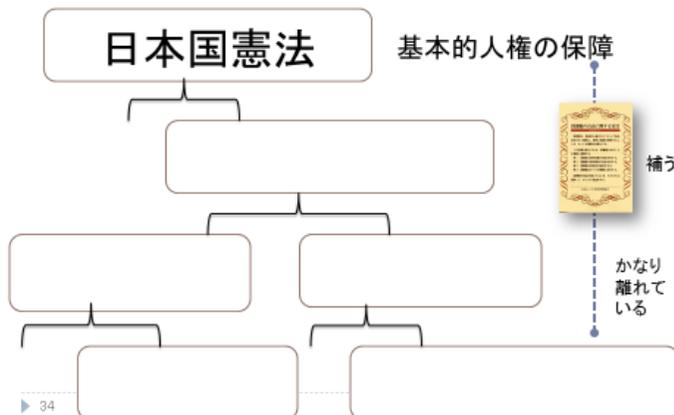
▶ 32

反論① 法律だけ守っていればいいのか？

- ▶ 確かに、「自由宣言」は法律(法令)ではない。
- ▶ しかし、法律(ルール)だけ守っていればいいのか？
- ▶ 図書館員(司書)は専門的職業。
- ▶ 専門職であることを条件付ける要素(塩見昇氏)
「ある職が専門職として社会的認知を得ているかどうかを分ける要件に、①体系化された専門知識・技能の修得、②職能団体による**自律的統制、倫理綱領**の存在」、「③その職に従事することの排他的独占があげられる」
- ▶ 専門職は、高い**モラル**(倫理・理想)を持って日々の仕事を遂行することが求められる。
- ▶ 「自由宣言」は専門職であることの証の1つ。司書の地位を高めるもの。

▶ 33

反論② 自由宣言は本当に法律じゃないの？



▶ 34

自由宣言の法的な性質

- ▶ 自由宣言は日本国憲法に定められた基本的人権と図書館との関わりを説明した文書。
- ▶ 図書館法、学校図書館法は日本国憲法の下にある法律。憲法が定める基本的人権の保障を具体化する法律とも言える。
- ▶ ただし、下位の法律なので、図書館法・学校図書館法そのものには憲法との関わりが見えづらい。
- ▶ 自由宣言は憲法と図書館法・学校図書館法の関係性を可視化したもの・補うもの。
- ▶ そもそも、公務員には憲法尊重擁護義務(99条)がある。

憲法の権利保障主体は国または地方自治体
自治体の中で知る権利を保障できるのは最適な機関は図書館

▶ 35

反論③ 自由宣言を条例化しているところも(公共図書館の場合)

- ▶ 自由宣言の理念を、各自治体で設置する図書館条例や、収集方針といった法令(内規を含む)に取り入れるケースもある。⇒「図書館の自由」の実践は法的な義務。

例：我孫子市民図書館運営方針

我孫子市民図書館「以下、図書館という」は、市民に資料と施設を提供し、知る自由を保障した生涯学習の場を充実させ、人と人のつながりを育む、ゆとり、やすらぎ、の場を創造していくことを基本使命とし、「市民の誰もが気軽に心ゆくまで利用できる図書館」をめざします。そのため 市内の各図書館が一体となって、次を重点項目として、図書館活動を展開していきます。

皆さんの自治体の図書館条例はどんな内容？

皆さんの図書館の運営方針・収集方針は？

▶ 36

テーマ②図書館の蔵書に対して、「政治的に偏っている」という声が利用者から寄せられたら？

言われてみれば偏っているような気が...



最近、**憲法改正(特に「9条」関係)**をテーマとする本がたくさん出版されています。私が勤務する学校図書館の蔵書を調べたところ、憲法(9条)改正は必要とする本、改正は必要ないとする本のバランスがとても悪く、「**必要ない**」の本の**数が圧倒的に多い状況**です。ある時、利用者らしきユーザーのツイッターに「うちの図書館は偏ってる!」「左翼図書館!」「偏向図書館!」と書き込まれていました。こうした状態は改善したほうがよいでしょうか？

「自由宣言」(副文)にはどう書いてある？ 第1 図書館は資料収集の自由を有する

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) **多様な、対立する意見のある問題**については、それぞれの観点に立つ資料を**幅広く収集**する。 ⇒バランスよく?
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。(以下略)

▶ 44

図書館の蔵書に対して、利用者から「政治的中立性」を求められたらどうしますか？

グループBの皆さんに取り組んでほしいこと

- ① 自館の蔵書について、憲法9条関係の資料のバランスはとれているかどうか、それぞれの図書館の状況を報告し合う。
- ② 6人1グループを1つの図書館と想定して、憲法9条改正をテーマとする資料を選ぶ場合に、政治的中立性を意識して、バランスをとるべきかどうか、バランスをとるとすれば具体的にどのような方法が望ましいか、話し合う。
- ③ 目の前に政治的中立性を求める疑問を持つ利用者がある場合、②の結論を分かりやすく、1分で説明できる文章を作成する。

⇒11時30分に、2グループに発表していただきます。

▶ 45

最近の、「資料収集・提供の自由」に関わるいくつかの出来事をご紹介します。

写真を見せますので、「あ、あの出来事だ!」とわかった方は教えてください。

おわりに
図書館の自由をめぐる
最近の出来事から...

困った時は、自由委員会のサイトへ!

日本図書館協会 > 委員会 > 図書館の自由委員会 > こんなとき、どうする?

こんなとき、どうする?

1 調査機関から「閉会」があったとき

調査機関から貸出記録や図書館利用事項について「閉会」があったとき、図書館の自由の観点から確認しておくこととをまとめた記事(『図書館の自由』第89号(2015年8月)掲載)を本サイトにも掲載しました(2017/3/10)。このほど、再構成し、関連文献や類似事例の解説を加えました(2018/5/21改訂)。

2 出版者から回収・差替えの要求があったとき

出版者に問題があるとして、出版者から図書館へ該当出版物の回収・差替えを求める文章が届いたときの確認点をまとめました(『図書館の自由』第88号(2015年5月)掲載記事より)(2017/08/09改訂)。なお、『図書館の自由』第93号(2016年8月)にも「図書館資料の回収・差替えをめぐる」の記事を掲載しています。『切替処理』として、「製本された状態のまま、該当ページを切り離し、訂正されたページを再度糊付けされているため、修正前後の書誌的異同の問題点を指摘しています。

3 いわゆる「読書通報」サービスについて:『図書館の自由』の観点から

『図書館の自由』第93号(2016年8月)の記事を掲載しましたが、新たな製品や学校図書館での導入事例もできたことが、追記を加えました(2018/05/01掲載)。

図書館の自由ニュースレターは無料で講読可能

『図書館の自由』ニュースレター電子版のご案内

『図書館の自由』ニュースレターは、図書館の自由に関する問題や知的自由・表現の自由に関する問題を取りあげて、情報交換や問題点を提起、また関連した新聞・雑誌記事を紹介しています。1980年の創刊号から最新号までの目次をこちらに掲載しています。配信希望の方は、下記より電子メールでお申込みください。

1 発行概要

編集・発行: (公社)日本図書館協会 図書館の自由委員会
発行頻度: 年4回(不定期)
購読料: 無料
発行形態: PDFファイルのメール送付(本サイトにも掲載します)

2 申込方法

要領を登録するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。
 宛先: njiyujia@yahoo.co.jp (★を念にご確認ください)
 件名: 『新刊配信希望』としてください。
 本文: 個人の場合は「氏名・所属等(任意)」を、団体の場合は「団体名・担当(者)名」をご記入ください。
 ※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。
 ※2週間以内に変換のご連絡をしますので、返信のない場合はお手数ですが再度ご連絡ください。
 ※読み上げソフト利用の都合などでword形式をご希望の方はお知らせください。

図書館の自由をめぐる
全国の最新の情報と、
望ましい対応を考えるための
ヒントを得ることが
出来ます!

▶ 46